

裁 決 書

審査請求人 [redacted]
処 分 庁 [redacted] 福祉事務所長

上記審査請求人から平成22年5月21日付けで提起された平成22年5月20日付けで行った保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁である[redacted]福祉事務所長が平成22年5月20日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）にした本件処分を不服として取消しを求め提起したものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人は、この点から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁は、請求人の生活保護申請に対し、生活保護運用上不適當の者として却下した。これに対し、請求人は、お金が無く生活ができないのに本件処分をしたことは違法又は不当であるというものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 処分庁は、平成14年11月19日から請求人に対して保護を開始し、平成21年12月1日付けで廃止していること。その廃止理由は就労収入の安定したことによること。

(2) 請求人は、平成22年5月7日付けで保護開始申請書を処分庁へ提出したこと。そこには収入申告書、資産申告書、同意書及び親族関係申出書が添付されていたこと。処分庁はこれを同日付で受理したこと。

資産申告書には次のことが記載されていたこと。

- ①動産；現金 [REDACTED] 円
 預貯金 [REDACTED] 円
 自動車 ((名義人) [REDACTED]、(車種) [REDACTED] (排気量) [REDACTED] C C、
 (年式) [REDACTED])

②負債； [REDACTED] 万円 (借入先 車販売会社、友人など)

(3) 処分庁は、平成22年5月7日に生活保護法 (以下「法」という。) 第28条に基づき請求人宅を訪問調査していること。そして請求人から次の点を聴取したこと。

- ①方々に借金があり苦しいこと。
- ②車を購入し、4月に頭金を払って苦しいこと。
- ③ [REDACTED] からの資産処分による [REDACTED] 万円は返済に充てたこと。
- ④5月31日に4月就労分の収入があること。

(4) 処分庁は、平成22年5月7日から法29条に基づき預貯金、生命保険、土地家屋資産及び年金等の調査を開始したこと。

その結果は次のとおりであったこと。

- ①預貯金の合計は、645円であったこと。
- ②障害年金額 [REDACTED] 円 ([REDACTED]) を受給していること。
- ③土地家屋資産 ([REDACTED] 税務課分) はないこと。

(5) 処分庁は、平成22年5月19日に新規ケース診断会議を開催したこと。そして診断結果は次のとおりであったこと。

- ①平成21年12月 [REDACTED] より資産処分の [REDACTED] 円入金があったにもかかわらず、78条返還義務を果たさず、他の負債の返済に充てた。
- ②消費生活の負担となる自動車を4月に購入したため生活困窮に陥った。
- ③保護適用した場合、保護費が返済に流用される恐れがある。
- ④以上のことは、計画的な消費生活を営む努力をせず、資産活用の要件を欠くため「別冊問答集 問10-3」にならない、保護適用は適当でない判断し、保護申請を却下する。

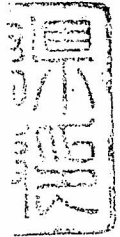
(6) 処分庁は、請求人に対し平成22年5月20日付け保護申請却下通知書を作成したこと。

その通知書の却下理由には「生活保護運用上不適當の者と判断したため、申請を却下します。」と記載されていたこと。

なお、処分庁が弁明書中3事件の経過(6)で主張している本件処分を通知するため審査請求人宅を訪問した事実は、処分庁から提出された資料からは確認できなかったこと。

2 判 断

- (1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、生活保護制度における保護の補足性について定めている。
- (2) そして、法第5条によれば、これは「この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基づいてされなければならない。」とされている。
- (3) また、法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない



不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、同条第2項の規定によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた法による基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下、「保護の基準」という。）によって、要保護者各々について具体的に確定され、そして、その保護の程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者の資力（収入）とを対比し、その資力で充足することのできない不足分についてされることを定めているものである。

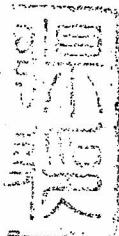
(4) しかしながら、「廃止した者からの再申請」の取扱いは、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡の間（10-3）（2）（生活保護手帳別冊問答集（2009）346ページ）によれば、「就労収入の有無等について再三にわたり確認したにもかかわらず、そのことを否定していた者が、その後、やはり虚偽の申告であることがわかり、悪質に多額の保護費の不正受給を行っていたことが発覚した。このため、保護を廃止し、法78条による費用返還を求め、警察へ被害届を提出した。しかし、その後、費用返還に応じないばかりか、手持金については遊興費に消費した等を申し立てて、短期間で再申請した場合」には、「計画的な消費生活を営む努力をせず、また自らの不正に負うところの返還義務も履行しようせず、多額の金品を遊興費に消費したとの申立てを行い短期間で再申請に及ぶ者に対しては、資産活用の要件を欠くことから、そのような本人の申立てのみで直ちに保護を適用することは適当でない。・・・以下省略」とされている。

(5) 一方、手続きについて法第24条第1項では「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定され、同条第2項ではこの書面には決定の理由を附さなければならないとされている。その附する理由の程度は、一般的、抽象的なものでは不十分で、申請者が明確に認識し得る程度のものであることが必要とされている。

(6) そこで、これを本件についてみると、上記認定事実（6）で明らかなように処分庁が作成した保護申請却下通知書の理由には「生活保護運用上不相当の者と判断したため、申請を却下します。」と記載されているのみで、請求人が十分認識し得る客観的要件が示されているとは言い難く、たとえ、口頭により請求人に説明したとしても行政手続上違法であり、この点から本件処分は取り消しを免れないものと認められる。

(7) とところで、処分庁は、本件処分の理由を「廃止した者からの再申請」問10-3（2）の問答に求めているようだが、上記判断2（4）で示したとおり、この問答は、保護の実施機関が不正受給を理由に廃止し、警察への被害届の提出等をした者から、手持金を遊興費に消費した旨の理由により保護を申請した場合に適用されるものである。

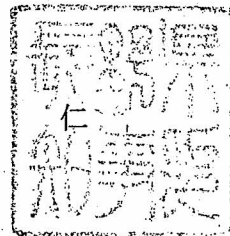
本件処分においては、上記認定事実（1）で明らかなように、前回保護廃止理由は就労収入安定によるものであること。また、処分庁が警察に対して被害届を提出した事実や請求人が手持金を遊興費に消費して困窮している事実は確認できず、本件処分理由とすることは不適切であり、この点からも本件処分の不当性が認められる。



以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成22年6月29日

長野県知事 村 井



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成22年6月29日

長野県知事 村 井

